

【奈良県流域下水道管路の特別重点調査（令和8年2月末時点）】

調査対象：大規模陥没に繋がる要素音事故時の影響度の観点から、「大口径（内径2m以上）」で「古い基準の構造（平成6年度以前に設置された）」の管路を対象。

調査方法：優先実施箇所[※]は、目視調査の結果、緊急度Ⅰ・Ⅱ箇所の管渠は空洞調査により空洞の有無を確認、緊急度Ⅰ・Ⅱ以下の管渠は打音調査により管路の健全性を確認。

優先実施箇所以外は、目視調査の結果、緊急度Ⅰ・Ⅱ箇所の管渠に対して空洞調査により空洞の有無を確認。

今後の対策：緊急度Ⅰ＝原則1年以内に速やかな対策を実施、緊急度Ⅱ＝応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施

調査結果

●優先実施箇所（9月公表時点から更新。更新箇所は赤字）

	優先実施対象延長 [km]	目視調査実施済み延長 [km]	打音調査等実施済み延長 [km]	視覚調査または打音調査等の結果						空洞調査の結果		
				緊急度Ⅰと判定されたマンホール間延長 （目視調査・打音調査等において緊急度Ⅰと判定した延長）		緊急度Ⅱと判定されたマンホール間延長 （目視調査・打音調査等において緊急度Ⅱと判定した延長）		異常なまたは軽度の異状 （目視調査及び打音調査等において緊急度ⅠまたはⅡと判定されなかった延長）	判定未了延長 （打音調査等の未実施延長を含む）	未了延長 [km]	空洞調査実施済み延長 （空洞調査とは、路面下空洞調査、簡易な貫入試験、管路内からの空洞調査等）	空洞が確認された箇所数 （空洞があることが確定した箇所数） [箇所]
				緊急度Ⅰの要対策延長 [km]	緊急度Ⅱの要対策延長 [km]	緊急度Ⅰの要対策延長 [km]	緊急度Ⅱの要対策延長 [km]					
大和川上流・宇陀川流域下水道第一処理区①-a	6.055	6.055	2.125	1.223	0.116	2.708	0.835	2.125	0.000	0.000	3.931	0
大和川上流・宇陀川流域下水道第二処理区①-b	12.503	12.503	5.002	0.036	0.002	7.464	5.653	5.002	0.000	0.000	7.500	0
合計①（優先実施箇所）	18.558	18.558	7.127	1.259	0.118	10.172	6.488	7.127	0.000	0.000	11.431	0

※9月公表時点からの変更内容は、打音調査と空洞調査が完了、また調査結果を再精査する中で緊急度Ⅱ5m→緊急度Ⅰ8mと診断変更した箇所があったことによります。

※優先実施箇所

- ①埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の条件の箇所（立坑接続部付近の曲線部等で地下水位が高い砂質系または緩いシルト質系地盤）
- ②構造的に腐食しやすい箇所または過去の調査で腐食が確認され未対策の箇所
- ③緊急輸送道路で下水道起因の陥没履歴がある箇所
- ④沈砂池の堆積土砂が顕著に増加した処理場・ポンプ場につながる管路

●優先実施箇所「以外」

	優先実施箇所「以外」の延長 [km]	目視調査実施済み延長 [km]	-	視覚調査の結果						空洞調査の結果		
				緊急度Ⅰと判定されたマンホール間延長 （目視調査・打音調査等において緊急度Ⅰと判定した延長）		緊急度Ⅱと判定されたマンホール間延長 （目視調査・打音調査等において緊急度Ⅱと判定した延長）		異常なまたは軽度の異状 （目視調査及び打音調査等において緊急度ⅠまたはⅡと判定されなかった延長）	判定未了延長 （打音調査等の未実施延長を含む）	未了延長 [km]	空洞調査実施済み延長 （空洞調査とは、路面下空洞調査、簡易な貫入試験、管路内からの空洞調査等）	空洞が確認された箇所数 （空洞があることが確定した箇所数） [箇所]
				緊急度Ⅰの要対策延長 [km]	緊急度Ⅱの要対策延長 [km]	緊急度Ⅰの要対策延長 [km]	緊急度Ⅱの要対策延長 [km]					
大和川上流・宇陀川流域下水道第一処理区②-a	7.671	7.671		0.798	0.378	4.500	0.224	2.373	0.000	0.000	5.298	0
大和川上流・宇陀川流域下水道第二処理区②-b	1.757	1.757		0.000	0.000	1.408	1.408	0.349	0.000	0.000	1.408	0
合計②（優先実施箇所「以外」）	9.428	9.428		0.798	0.378	5.908	1.632	2.722	0.000	0.000	6.706	0

●調査全体の結果

	特別重点調査対象延長 [km]	目視調査実施済み延長 [km]	-	視覚調査の結果						空洞調査の結果		
				緊急度Ⅰと判定されたマンホール間延長 （目視調査・打音調査等において緊急度Ⅰと判定した延長）		緊急度Ⅱと判定されたマンホール間延長 （目視調査・打音調査等において緊急度Ⅱと判定した延長）		異常なまたは軽度の異状 （目視調査及び打音調査等において緊急度ⅠまたはⅡと判定されなかった延長）	判定未了延長 （打音調査等の未実施延長を含む）	未了延長 [km]	空洞調査実施済み延長 （空洞調査とは、路面下空洞調査、簡易な貫入試験、管路内からの空洞調査等）	空洞が確認された箇所数 （空洞があることが確定した箇所数） [箇所]
				緊急度Ⅰの要対策延長 [km]	緊急度Ⅱの要対策延長 [km]	緊急度Ⅰの要対策延長 [km]	緊急度Ⅱの要対策延長 [km]					
大和川上流・宇陀川流域下水道第一処理区①-a+②-a	13.726	13.726	2.125	2.021	0.494	7.208	1.059	4.498	0.000	0.000	9.229	0.000
大和川上流・宇陀川流域下水道第二処理区①-b+②-b	14.260	14.260	5.002	0.036	0.002	8.872	7.061	5.351	0.000	0.000	8.908	0.000
合計②（その他箇所）①+②	27.986	27.986	7.127	2.057	0.496	16.080	8.120	9.849	0.000	0.000	18.137	0.000